

第 66 回 兵庫県人権教育研究大会 中央大会兼但馬地区大会のまとめ ～深い交流、若い世代への継続・発展を期待して～

はじめに

「人間関係の希薄化」という言葉を聞いて半世紀近くになる。今日、声高に言われるようになった「社会崩壊の危機」は、まさにこの人間関係の問題ではないだろうか。

子どもたちに目を向けると、いじめが 40 万件を超え、不登校も 20 万人を超え、子どもの貧困は 7 人に 1 人という憂慮すべき状態にある。保障されるべき学校教育に、健やかに生きるという権利に歪みを生じている。

おとな社会に目を向けると、虐待が過去最高の 12 万件を超え、親が子を、子が親を殺めるという凄惨な事件も後を絶たない。また、ひきこもりは、160 万人、10 年後には大きな社会問題になるだろう。家族や他者との関係性が断ち切られていく「孤独死」や「無縁死」の増加は、2040 年には 5 人に 1 人の割合にまでなると言われている。数々のハラスメントの問題、障害のある方への差別問題、部落差別の問題、ネットの問題など、そのすべてが「人は人とどう繋がるのがお互いに幸せなのか」という課題が根本に横たわっているのではないかと思う。

1 日開催になって 3 年目、1000 名を超える人たちが、それぞれの立場で参加されたことには、こういった現代社会の生きづらさや、ますます多様化し、潜在化する差別にどう向き合うべきなのかを共有し、解決していこうとする熱意の表れではないかと思われる。一朝一夕にはいかないかも知れないが、一人一人がまず自分の身近な課題を見落とさないよう地道に実践を続けていかなければならないと思う。

以下、各分科（散）会の討議の概要や課題を集約し、まとめとしたい。

第 I 分野「人権教育を柱にすえた学校・園・所づくり」

第 1 分野では、4 分科会において、15 本の報告をもとに研究協議を行った。

第 1 分科会《人権確立をめざす学校・園・所づくり》では、こども園、小学校、中学校からそれぞれ 1 本ずつ計 3 本の実践が報告された。

こども園では、地域の人との関わり、クラスを超えた子ども同士の関わり、保護者への関わりで、一つのクラスに固まらずにさまざまな広がり求めてきた取組が紹介された。

小学校では、さまざまな部会にボランティアを導入した取組やクラスを超えた取組を設定し、クラスや学年、地域を越えてさまざまに開いて活動してきた。

中学校では、舞鶴の中学校とのつながりをきっかけに、フジバカマを小・中学校、公共施設に配りながら、取組をどんどん広げていった。広げた活動が、地域や家庭を巻き込みつつ、子どもたちの自尊感情を高め、主体性を広げることにつながった。

第 2 分科会《人権感覚の素地を養う保育・教育》では、幼稚園 2 本、こども園 1 本計 3 本の実践が報告された。さまざまな人との関わりの中で、受け入れられ、認められ、頼られる経験が自尊感情、自己有用感を高める実践事例だった。

園では、年度当初あいさつをあまりしなかった保護者と子どもが、名人認定すると保護者に啓発したら、とたんに保護者と子どもの声が大きくなった事例が報告された。保護者への啓発が功を奏した一例である。

次に、人とのつながりを大切にする事例として、異年次交流、ふれあい活動、流れ星広場があった。人との関わりの中で、教師が人権をどのように大切にしているか、教師間で共有することが必要である。声掛け、パイプ役、コーディネートなど意図的な仕掛けを大切にしたい。

自然体験活動、命を大切にする事例があった。

子どもたちが自ら生き物を捕る体験ができる環境はなかなかない。恵まれた環境を上手に活用すべき。そうでない場合も教師が意図的に設定することが必要になる。

幼児教育は人権教育の基本と考える。子どもにとっては初めての集団生活であり、子どもを主体にし、自分や友だちを大切にする人間形成を行う場として意識を指導者がしっかりもっていかなければならない。

第3分科会《人権・同和学习A》では、小学校、中学校、高等学校からそれぞれ1本ずつ計3本の実践が報告された。

小学校では、特別支援学級（肢体不自由）に通うAさんとの関わりや、聴覚障がいがありながら画家として障がい者福祉の先駆者として生きた地域の先人に学ぶ学習、地域に暮らす外国人との触れ合いなどが報告された。重度の障がいのある児童とともに暮らし、相手のことを大切に考え生活することで、障がいの有無にかかわらず、一緒にいることが当たり前であるという意識も育っている。

中学校では、「差別のない社会をめざして」をテーマに部落差別の問題を中心とした3つの授業の取組等について報告された。「差別」と「区別」のちがいを考える中で、何が差別なのかを改めて考え、日本国内に根強く残る部落差別について知り、このような差別がどれだけの影響をあたえてきてしまったかを学ぶ取組であった。同和問題は知っているけれど過去のことという思いが一部にはある。しかし、人々の意識の中に差別が残っている。差別事象とともに差別した人の非人間性を学び差別を許さない心を育てることが大切である。同和学习は、知識を得るとともに共感することが大切である。小学校での学習と連携し、学び続けていく必要がある。子どもたちに差別を見抜き、はねかえす力を培いたい。また歴史学習は変化している。指導に当たるものが改めて学習会を開いて統一の考えをもちたいと考える。

高等学校では、未来に対する希望や生きる目標をもちにくい生徒の心と向き合い生徒理解とコミュニケーションを深めることで、一人一人が大切に扱われていると感じ、自分自身を肯定的にとらえ前向きに生きていく生徒を育てる取組が報告された。SNSの利用にともなういじめ問題を事例に挙げ、情報機器の適切な使用についての学習や修学旅行と関連付けてアイヌや沖縄の人々の歴史などに関する人権問題についての学習、就職の採用試験においておこなわれた差別などの問題を学習し人権意識を養うなどの事例が発表された。LGBTsの生徒に向き合うために、職員が講師を招き研修を行って対応できる体制を整えていると報告された。どの学校でもこの体制を整えていく必要がある。学校生活に適応できず不登校になっている事例もあると聞く。校則や制服についても考えていく必要がある。また、就職に対する課題もあるのが現状である。

第3分科会《人権・同和学习B》では、小学校、中学校、高等学校からそれぞれ1本ずつ計3本の実践が報告された。

県内では部落問題学習が少なくなっている。また保護者の考え方も多様化し自分の子どもに、自分の生い立ちを話さない、学校でも学ばない、突然インターネット等で差別を知る。自分自身の問題であると知った子の場合は、その後どんなふうになるのかを考えた時、やはり学校では正しいことを教えると同時に支える仲間たち、教職員が寄り添えるような関係づくりが必要ではないか。支えや寄り添いがあつてこそ差別に立ち向かっていけるのではないのか。残念ながら今の世の中ではそうした風潮はなくなっている。少なくとも学校では、部落問題を正しく教えていくべきである。分科会では、県内にどうやって人権・同和教育を広げていくのかが今後の課題であるとの認識で一致した。

第4分科会《進路・学力保障》では、小学校、中学校、高等学校からそれぞれ1本ずつ計3本の

実践が報告された。

小学校では、「幼小中連携を元にした小規模校における進路保障について」では、文字を学ぶことは未来を拓くこと。学校と家庭、学校と地域が連携して子どもを育てていくという取組が、さらに発展していくことを予見させた。進路保障は、「同和教育の総和」と呼ばれている。子どもたちの未来を保障するためにも学力保障は欠かせない取組である。また、全体討議のなかで、「統一応募用紙の問題」が指摘された。進路・学力保障を考えていく上で非常に大切なことであり、今後さらに深めたい。

中学校では、「基礎基本の定着～さまざまな体験を通して～」では、家庭学習の時間の短さに関連してSNSの話が出た。LINEを見ないと落ち着かない。既読がつかないと落ち着かない。返信が早く返ってこないと落ち着かない。これは自己承認の欲求の表れだと考えられる。その一方で、ボランティアによって得られる自己有用感、「自分は誰かの役に立っている」という自己効力感、そして自己肯定感の話があった。

高等学校では、「長商（長田商業高校）は人づくりにあり」で書かれた生徒の感想のなかで、2つの言葉に注目したい。一つ目は「（引きこもりという経験を経て）この学校で久々に友だちともめるといふできごと（を経験できたこと）は、これからの私の人生にとってとてもよい経験になったと思う。」「もめる」ということを自分で引き受けられるようになったという意味で、この生徒は大切な居場所を見つけたのだと感じた。二つ目は「忘れたものを取り戻す」という言葉もあった。これは、文字を学ぶことで未来を拓くということ。この言葉は、識字学級や学力の問題、さらには未来を切り開く生きる力とつながっていく。文字を学ぶことは学力、ひいては生きる力とつながっていくのである。

第Ⅱ分野「人権と共生をはぐくむ社会づくり」

第Ⅱ分野では、5分科会で12本の報告をもとに研究協議を行った。

第5分科会《障がいのある人と人権》では、特別支援学校から1本、小学校から1本、社会福祉法人施設から1本、計3本の実践が報告された。

特別支援学校からは、居住地校・近隣校との交流教育を通して、「主体的に人と関わろうとする姿」がみられるようになったこと、交流校の児童生徒にとっても障がい者理解が深まり、心のバリアフリーを身に付けることにつながっていることが報告された。また、児童生徒の表現力を養うために取り組んでいる音楽劇『オペレッタ』では、練習と本番を通して、それぞれの課題を達成することで「できる自分」に気づき、児童生徒の自己肯定感を高めることができたことが報告があった。

小学校からは、インクルーシブ教育において「仲間とともに学び続ける『学びの連続性』が生きる力につながる」との考え方から、日々通常学級及び特別支援学級の担任、及び通級教室担当との間での打ち合わせを密にしている。また、障がい者の就労継続支援事業所との交流の取組では、子どもたちの気付きからの発展から、単年に終わらず、学年を超えて交流をもつことに意義があると報告があった。

社会福祉法人施設からは、福祉施設への訪問、勤務等の経験と活動から、障害のある人たちと毎日かかわることでやっとなづけることがある。差別と闘うためには、ずっと一緒にいること。それしか方法が見つからないと報告があった。

小さい頃から、「障がい」の有無に関わらず、「時間と場」を共有し続けることこそが、「共生社会」を作り出すことに繋がると考える。

第6分科会《多文化共生と人権》では、小学校から1本、高校から1本、計2本の実践が報告された。

小学校からは、日本の文化・習慣とのちがいを多様性として正しく理解できるとは限らないこ

とから、児童に他国の文化・習慣に気づく機会を用意し、「ちがい」は善悪・正誤ではなく、どちらも正しい“多様性”であることを指導する取組について報告があった。フィリピンの高校生との交流会では、テーマごとに「日本では!」、「フィリピンでは!」と紹介し、「ちがい」への気づきがあり、有意義な時間となったことが報告された。

高校からは、在日コリアン高校生の本名宣言の経緯について報告があった。高校生が本名宣言できたのは、同じ立場の先生の助けがあったからである。また、そこには周りの生徒たちの支えがあったのではないか。社会全体が多様化する中、多文化共生に関する教育が一層大切になると報告があった。

外国籍あるいは外国にルーツがある人たちと共生する社会を作るためには、お互いのちがいを認め合うことだと考える。共生と共存の気持ちをもって出会い、交流していくことが大切である。

第7分科会《男女の共生と人権》では、地域から1本、行政から1本、計2本の実践が報告された。

まず、介護における家族の協力と男女の役割について、個人の経験をもとにした報告があった。介護を行う人を補助する又は役割を分担するなどし、介護を行う人を孤立させないようにすることにより、肉体的にも精神的にも負担を軽減することができる。家族の協力を得る中で一番の問題は、自分の親でありながら協力しない夫である。「自分の親は自分で介護する」「家事・育児の分担」など、「男性活躍家庭」「男性が輝ける家庭を」を進めていかなければと思う。介護疲れをなくすことで、介護する側、される側の人権と命を守ることになるのではないかと報告があった。

行政からは、丹波市の男女共同参画の取組について報告があった。「第3次男女共同参画計画の策定」、「男女共同参画推進条例の制定」と「男女共同参画センターの開設」について説明があった。いまだに性別役割分業を前提とした社会制度、慣

行、意識が根強く残っている様子が伺えるので、性別によって生き方や行動を制限されることなく、共に責任を担う社会の実現をめざし、時代ニーズに合った事業を展開していきたいという報告であった。

誰もが生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざすには、まずは無意識の偏見から変えていかなければならない。そして、男女が互いを認め合い、協力し合い、理解し合うことが大事になってくる。だれもが無意識の偏見をもっていることを自覚することが改革の第一歩であると思う。

第8分科会《高齢者の人権と福祉》では、高年クラブから1本、中学校から1本、福祉事業所から1本、計3本の実践が報告された。

高年クラブからは、その活動について報告があった。人生100年時代の到来。定年後30年にもなる時間、いかに健康を保ち、充実させるか、シニア世代の生き方が問われている。「孤独は万病のもと」といえるようである。趣味や運動など「なんらかのコミュニティに参加すること」が、孤独の解消になる。特に定年後は、職場に代わる「居場所」をつくること。これが高年クラブの役割であり使命ととらえ、活動を進めていかなければならないと思っていると報告があった。

中学校からは、総合的な学習の時間における「思いやり」をテーマにした障がい者福祉、高齢者福祉の体験活動、交流活動について報告があった。「高齢者や障がいのある人への理解を深め、活動する実践力を養う」「体験活動をとおして、他者を尊重する態度を育てる」という観点で、子どもたちの心に響く活動を、地域とともに展開してきた。学年ごとのテーマによる活動の成果として、生徒たちの「思いやり」が育まれていると感じる。高齢者の人権が大切にされる家庭、地域を確立するため、これからも地域と共に学校づくりや教育活動をとおして高齢者とのかかわりを深めていきたいと報告された。

福祉事業所からは、障がい福祉サービスの利用について、2つの事例報告があった。障がい福祉サービスから介護保険へ移行のケースでは、本人が望む生活をおくることができるように、移行の支援を行っている。また、精神科病院に43年間入院して退院されたケースでは、地域移行支援を利用し不安を取り除きながら退院をめざした。退院後は、精神科病院に入院している仲間のためにピアサポーターとして働いている。支援に大事なことは、その人らしさを支え続けていくことであり、これからもその人らしい生活ができるように支援していきたいと報告があった。

福祉人権は命の尊厳。福祉に対する知識を強めることが大切である。福祉・介護・医療の連携をさらに深める必要があり、高齢者が大切にされる地域づくりを進めることが重要である。

第9分科会《新たな取組が求められる人権問題》では、小学校から2本の実践が報告された。

小学校1本目からは、「心輝く竹谷っこ」をめざした取組について報告があった。「あいさつ運動」の取組では、お互いが気持ちの良い挨拶をするためにはどのような取組ができるのか、生活委員会で話し合った結果、「立ち止まって、帽子を取り、相手の顔を見てあいさつをする。」ことになった。この取組の中で、子どもたちのあいさつに対する意識は非常に高いものとなっており、恥ずかしがらずあいさつできる児童が多いと報告があった。心を輝かせるためには、人と人とのつながりを大切にし、お互いがお互いを受け入れ合おうとする態度が必要である。人との繋がりとは積極的に他者に声をかける事から始まると報告があった。

小学校2本目からは、男の人、女の人によるちがいについて考える授業の取組について報告があった。「これはあっていいちがいは？あってはならないちがいは？」と子どもたちに問いかけ、セクシャルマイノリティについて考えるきっかけを与えられたという報告があった。

めまぐるしく変化する社会の中、私たちは現実を深く見つめることによって取り組むべき課題を見出している。「新たな取組」が各地で進められるよう願う。

第Ⅲ分野「自己確立となかまづくり」

第Ⅲ分野では、「部落差別をはじめさまざまな人権問題の解決や人権の確立を自らの課題とし、主体的に取り組む活動をなかまとともに広く展開しよう。」を目標に3つの分科会で9本の研究討議が行われた。

第10科会《地域をつなぐ自主活動》では、「今は部落差別が解消されていると感じていたが、今も悩んでいる人がいることがわかった。」「結婚問題になると根深く残っている。」などの意見が出され、今の地域の現実から学ぶことが重要であり、さらにこれに取り組む自主活動の企画・運営は粘り強く継続していく必要があると感じた。また、地域と学校の連携が、今後一層の役割を果たすと考えられる。一人一人が部落差別に対して何ができるか。常に問いながら、そして近くの人を巻き込み、一緒に考えながらできる範囲でやってこられたこのような先人の思いを大切にして、今後も精力的に部落差別解消に向けた自主活動が期待される。

第11分科会《学校における自主活動》では、「子どもたちが大きくなり、差別に出会う。その時にどう対処していくのか。」このことについて、熱心に討議された。

部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消するためには、正しい認識と判断をもって取り組むべきであると考えます。

子どもたちが、自主的に力をつけていくためにはどうすれば良いのかという点では、教師の課題が見えてきたが、部落差別の問題が今の世代にうまく引き継がれていない。部落差別は、人として同じであるのに差別されるという点が、「ちがう」からといって差別を受ける他の差別問題とは異

なった課題があると考え。

人権意識を高めるためには、一つ一つを具体的にに取り組む必要がある。取り組むだけではなく、振り返り、課題を見つけていくことが大切であり、そのような取組を学校で丁寧に進めることで、子どもたちは正しい認識を身につけ成長するのではないか。

今回のレポートでは、インターネットに関する人権問題や、LGBTs に関する人権問題も議論にあった。複雑化、多様化する人権の問題ではあるが、各学校における自主活動により差別の解消に向け前進していることがよく理解できた。

課題の解決に向けては、学校主体でおこなっていくことも大切だが、行政や地域社会も含めてみんなで取り組むことの大切さも改めて確認できた。

第 12 分科会《いじめ・不登校》では、学校におけるいじめ》について、さまざまなデータと分析に基づいた取組をした事例や、人権教育推進事業を中心にしたいじめ・不登校の解消への取組の事例、さらに、定時制高校での不登校経験を有する生徒の「学び直し」への取組の事例を基に討議された。

いじめがなぜ駄目なのかを、子どもたちとさまざまな場面で確認することの大切さを学んだり、いじめ・不登校の解消への学びを他の学校や保護者と共有し、考えていくことの重要性を討議の中で確認した。

すべての学校において、子どもたちの人権を考える上で、誰もが安心していられる居場所を作ること、必要とされていることを実感できる自己有用感の向上に向けたかかわり方、取組が大切であると考え。

また、各地域で増えている外国にルーツのある子どもが、言葉の壁や文化のちがいで差別を受けないよう社会全体としてどのようにかかわっていくのか考える必要がある。このような課題については、学校だけでできることではなく、自治体

や地域などと連携して、何ができるのかを考えていくことが大切である。

いじめに対しては理解が深まり社会全体としては解決に向け前向きな傾向にあるが、インターネットを利用したいじめなど、差別の現実が見えにくくなっているように感じられる。しかしながら、各学校とも、いじめ・不登校に対して、未然防止、早期発見、早期対応するためにさまざまな取組がされていることが見て取れた。

人権尊重の意識を高めていくためには、幼少期から高齢期までの生涯を通じ、個々の理解度・到達度に応じて学校や家庭、地域、さらに職場において、さまざまな人権学習に主体的に参加できる機会を提供することが大切である。

学校教育においては、児童・生徒の発達段階や地域の実態に応じて、人権問題についての体系的な知識の育成に努めてきたこれまでの取組を一層充実させ、生命や環境、男女平等、国際理解、など幅広い視点から人権問題をとらえた学習が求められている。

また、地域において、豊かで生きがいのある生活を送るためには、毎日の生活の中でお互いの人権を尊重することが重要である。そのためには、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深め、差別を許さない人間関係の育成と人権尊重の精神に立った地域づくりをめざし、住民が主体的に取り組むことができる学習機会を継続的に推進することが必要である。

これまで進められてきた人権教育・啓発の成果を、さまざまな人権分野の理解を深めるための調査・研究に活かし、多様な人権教育・啓発の取組を推進していくことが求められている。

最後に、今回事例を報告いただいた皆さまには、これまでの活動や取組に対し敬意を表するとともに、これからの発展的取組を期待するところである。

第Ⅳ分野 啓発と人権文化の創造

この分野は、社会教育を中心とした2分科会5分散会で、合計15本の実践報告をもとに活発な研究討議が行われた。

第13分科会－1《地域社会と行政A》では3つのそれぞれの報告のあと小グループでの話し合いの時間も取り入れた。人権啓発サポーター会からの報告では、「人権学習市民講座」等の取組が紹介された。一方でサポーターの増員や多くの市民参加をどう図っていくかなどの課題も挙げられた。これらは多くの地域で抱えている課題と言え、「我がこと」として積極的に参画していくことが重要である。

「障がい者への理解と交流」をテーマに活動をすすめるヒューマン推進協議会からの報告からは、障がい者に対し知らなかったこと・知ろうとしなかったことで生まれる偏見や差別をなくすためには、まずは「正しく知ること」が必要であることを皆が共通の認識とした。地区総合センターからは人権問題解決に向けた取組について報告があった。さまざまな事業を通じて、多くの人々が交流し互いに理解し合って人権意識の向上を図っている。

第13分科会－1《地域社会と行政B》では3つの報告を受けて討議が行われた。本人通知制度の報告では、本制度ができた背景や報告者の市での取組について丁寧に報告があった。現行の制度では多くの課題があることも明らかにされた。しかしながら、身元調査等を目的とする不正取得の抑止に有効であることから、やはり啓発と登録率アップをめざした取組が必要である。

「命と人権」をテーマにした演劇活動に取り組む地域からの報告では、DVDにより演劇の一部も披露された。少子高齢化等により地域の力が弱まりつつあるなかであって、「継続」「人材の引き継ぎ」、そして、何よりも「地域のまとまり」こそが重要である。誰もが役割のある社会をめざして活動を行うNPO法人からは、社会的弱者のしごと

づくりの実践について報告があった。「しごとに合わせた人づくり」ではなく、「人に合わせたしごとづくり」が今こそ求められる。社会における「関係性の貧困」が指摘されている。自分に合った仕事があり、人に認められ自信をもつことができ、そして、「ありがとう」といい合える関係性を生み出すことが大切である。

第13分科会－2《企業・職場》では、3つの企業（事業所）から報告があった。電鉄事業者からは、人権尊重意識の浸透に向けた電鉄グループ全体での人権研修等の取組が報告された。地域とともに歩む企業として社員の人権意識を高めることがいかに重要であるかが伺える研修である。女性運転士を起用するにあたっての環境整備や障がい者雇用の報告もあった。続いては外資系事業者からの報告である。人種、肌の色、宗教、国籍、性別、性的指向、年齢、身体障害等に基づく嫌がらせ（ハラスメント）や差別行為を一切禁じるといったビジネスコンダクト（行動規範）に基づき、あらゆるハラスメントを防止して安心して働ける環境づくりに取り組んでいる。自主性を高め個々を尊重する働き方の取組も大いに参考となった。既に報告の2社に比べ女性が多く働く農業協同組合からの報告では、多様な働き方への対応の取組が紹介された。生活に合わせた柔軟な働き方として時差出勤制度や、ジェンダーレスな職場づくりとして、職種等による男女の固定観念にとらわれず個々の適性に応じた柔軟な配置が進められている。

第13分科会－3《PTA活動と人権》では、2つPTAからの報告と保育所からの報告があった。保育所からは子どものありのままを受け入れることの大切さ、悪いことをしてもその背景を考えながら受け入れる姿勢が示された。子どもの行動の背後には家庭の問題が潜んでおり、保護者支援の視点による取組が求められている。2つのPTAからは、PTAで取り組む人権学習会やさまざまな取組について報告があった。その中の一

つとして「PTAガイドツアー」というユニークな取組の報告があった。毎年オープンスクールへの参加が少ないことから、PTAがガイドツアーを企画するもの。自身の子どもの教室だけでなく他学年の授業の様子なども見て回れるとのことだった。子どもたちのありのままの姿を見て、受け入れることが、人権を考えるうえで肝要なのではないかと感じた。

第14分科会《人権文化の創造》では、3つの報告を受けて討議が行われた。地域の連合自治会からは、「この地域に住んでいてよかった」と言い合える地域づくりの実践について報告があった。校区に人権教育推進委員会を設け人権学習会等の取組も行っている。

続いては冒険教育(体験)を通した取組の報告。実際に危ない行為をする冒険ではなく言わば心の冒険だ。「参加しなければ学びも成長しない」との考えのもと、体験を通しての学びや気づきを期待し、自己成長によって人権学習に結びつけるという実践報告であった。

最後は市町合併後も町同教からの取組を継続してきた人権教育推進協議会からの実践報告である。同和問題への取組を継続させ、人権意識を高め、深め、広げていくため巡回学習会等に取り組んでいる。

3本の実践報告から、「地域の実情をとらえ、創造性のあるまちづくりとネットワークづくりにどう取り組めばいいか」について討議が深まった。人権文化を地域に育み根づかせるには、広がりや深まりが大切であり、そのためには粘り強く継続していくことが重要である。そして、継続していくことの結果として文化として根づいていくものであろうという認識に至った。

おわりに

情報化・国際化が進展し、人間関係の希薄化が進行している。子ども・女性・障害者・高齢者に対するいじめや虐待などの人権侵害が多く発生

している。

また、インターネットを悪用し、部落差別を助長・拡散する卑劣な人権侵害も発生している。

このような中、但馬の地、豊岡市で第66回兵庫県人権教育研究大会中央大会が開催された。天候にも恵まれ、県内各地から1100人の参加を得、大成功のうちに終えることができた。「鼓彩」の皆さんの和太鼓演奏でオープニングしたが、ものすごい迫力で感動した。中野穰さんの特別報告は「人間の尊厳」「命の尊厳」「存在価値」について深く考えさせられた。総合司会の出石特別支援学校の生徒さんたちのがんばりに拍手を贈りたい。

午後の分科会では、力強い実践発表、粘り強い取組等の51本の報告があり、熱く交流し、活発な討議が繰り広げられた。司会者、報告者、参加者の皆さんに深く感謝する。

この研究大会での感動や学びが部落差別をはじめあらゆる差別の解決に向けた取組に生かされることを期待する。

結びにあたり、但馬地区実行委員の皆さんの事前準備、当日の運営に心より感謝する。加えて、次回中央大会は淡路で開催される。人権教育・人権施策を更に前進させ、その成果が交流できることを楽しみにしている。

まとめ実行委員会	委員長	増田	克志
	委員	高橋	正透
	委員	武田	俊彦
	委員	木村	典生
	委員	坂本	和昭
	委員	和田	忠久